

評価対象年度	平成27年度	政策評価シート(震災復興用)	政策	2
--------	--------	-----------------------	----	---

「宮城県震災復興計画」における体系	政策名	2 保健・医療・福祉提供体制の回復	政策担当部局	震災復興・企画部, 保健福祉部, 経済商工観光部, 教育庁
			評価担当部局	保健福祉部

政策の状況
政策で取り組む内容
被災地においては仮設住宅での生活が長期化するなど、被災者は厳しい環境の下にあり、地域の暮らしを支える保健・医療・福祉提供体制の一日も早い回復が求められている。このため、被災者の健康な生活を確保することを最優先に取り組むとともに、地域特性や再建後の地域社会の姿を想定しながら、地域における保健・医療・福祉提供体制の回復・充実を図り、これまで以上に安心して暮らせる地域社会を構築していく必要がある。そのため、安心できる地域医療の確保、未来を担う子どもたちへの支援及び高齢者や障害者などだれもが住みよい地域社会の構築に向けた取組を進める。 特に、被災地における地域医療の復興を目指して、被災医療機関の再整備や医療機関相互の連携体制の構築等に向けた取組を強化する。また、社会福祉施設等の復旧に引き続き取り組むほか、子どもを含めた被災者の心のケアや保健・医療・福祉分野のサービスに携わる人材の養成確保に努める。

政策を構成する施策の状況					
施策番号	施策の名称	平成27年度決算(見込)額(千円)	目標指標等の状況		施策評価
			実績値(指標測定年度)	達成度	
1	安心できる地域医療の確保	19,877,077	被災した病院、有床診療所の復旧箇所数(箇所)[累計]	107箇所(平成27年度)	B
			災害拠点病院の耐震化完了数(箇所)[累計](分野(7)①に再掲)	14箇所(平成27年度)	C
			県の施策による地域医療連携システムへの接続施設数(施設)[累計]	478施設(平成27年度)	B
2	未来を担う子どもたちへの支援	9,939,886	被災した保育所の復旧箇所数(箇所)[累計]	128箇所(平成27年度)	B
			被災した児童館及び児童センターの復旧箇所数(箇所)[累計]	18箇所(平成27年度)	B
3	だれもが住みよい地域社会の構築	7,861,491	被災した高齢者福祉施設の復旧箇所数(箇所)[累計]	196箇所(平成27年度)	A
			被災した障害者福祉施設の復旧箇所数(箇所)[累計]	137箇所(平成27年度)	B

- 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」
- C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」
- 達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 スtock型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値)
- 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値)

■ 政策評価（原案）	概ね順調
評価の理由・各施策の成果の状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療・福祉提供体制の回復に向けて、3つの施策で取り組んだ。 ・施策1の「被災した病院、有床診療所の復旧箇所数」については、平成27年度中に再開した医療機関は無かったが、沿岸被災市町各地域のまちづくり計画が進み、建設事業に着手を開始した1病院を除く、107医療機関が復旧再開を果たしており、当面の医療機能は確保できている状況にある。また、「災害拠点病院の耐震化完了数」は、県内の災害拠点病院は従前から耐震化を進めており、3病院が完了に至らない状況で被災したが、平成26年度までに2病院が耐震化を完了しており、残りの1病院についても平成29年度中に完了予定であるなど、着実に進捗している。「地域医療連携システムへの接続施設数」についても、平成25年7月に沿岸部の石巻、気仙沼圏域において運用が開始され、平成26年度には仙台圏域、平成27年度には全県での運用開始し、平成27年度末時点で478施設が接続している。医療人材の確保については、実施したほとんどの事業で成果があり、必要な人材の確保及び医療人材の流出防止のための雇用創出を図ることができた。このことから安心できる地域医療の確保については、「概ね順調」とした。 ・施策2の目標指標である「被災した保育所の復旧箇所数」は、施行実施の遅れにより、達成率は99.2%となった。「被災した児童館及び児童センターの復旧箇所数」は、関係市の事業計画の整備年度変更により、達成率は85.7%にとどまった。被災した児童福祉関連施設の復旧とあわせて被災した子どもの心理的ケアや親への支援が引き続き求められており、子ども総合センターで「子どもの心のケアチーム」を組織し、巡回相談を行った。また、公立小・中学校及び県立高校にスクールカウンセラーを配置し震災後のきめ細かい心のケア対策を図っている。さらに、子どもの遊び場の確保や一時預かりの補完事業を行うNPO等の団体への支援を行うとともに、子育て支援団体を育成・促進するための助成を行い、被災した子どもたちへの支援を継続して実施するなど、被災した子どもたちへの支援を着実に推進していることから、未来を担う子どもたちへの支援については、「概ね順調」とした。 ・施策3の目標指標の「被災した高齢者福祉施設の復旧箇所数」及び「被災した障害者福祉施設の復旧箇所数」については、国及び県による補助事業等の財政支援により復旧事業を促進した結果、今後の復興まちづくりに合わせた施設復旧等が必要な3施設を除く99%の施設が事業を再開できている。また、県全域で甚大な被害を受けたことから、「みやぎ心のケアセンター」を運営し被災者の心のケアを実施するとともに、これまで「みやぎ被災聴覚障害者情報支援センター」が行ってきた生活関連情報の提供や相談支援等被災聴覚障害者支援のノウハウを継承した「宮城県聴覚障害者情報センター」の設置及び運営、仮設住宅等の高齢者等を支援するサポートセンターの運営などを着実に推進していることから、だれもが住みよい地域社会の構築については、「概ね順調」とした。 <p>・このことから本政策は、実績と成果を総合的にみた場合、保健・医療・福祉提供体制の回復は、「概ね順調」とであると判断する。</p>	

政策を推進する上での課題と対応方針（原案）	
課題	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> ・施策1について、各地域の本格的な復興にはまだ時間を要するものと考えられ、この間の医療・福祉の提供体制の在り方の検討が必要であり、在宅医療の推進など復興途上の地域の実情にあった地域医療の提供・確保を考える必要がある。こうした地域の不利な面を補完していく上でも、平成26年度までに構築されたICTによる医療福祉情報ネットワークの利用施設数や利用者数の拡大を図る必要がある。 ・施策2については、被災した保育所、児童館及び児童センターの早期復旧を図る必要がある。また、震災に伴い保護が必要となった子どもたちの生活の場を確保するなど、被災した子どもたちを継続して支援する必要がある。併せて、震災の影響に伴う、心的外傷後ストレス障害等を持つ子どもに対するケアを継続して行う必要がある。さらに、震災によるひとり親家庭等に対する自立支援や経済支援を継続して行う必要があるとともに、震災により子育てを取り巻く環境が変化しているため、地域全体で子育てを支援する機運を醸成する必要があるほか、震災による経済的、精神的な影響から児童虐待の増加が懸念されており、児童虐待防止対策を強化する必要がある。 ・施策3について、震災により心のケアを必要とする被災者へのサポートを充実させる必要がある。また、被災した特別養護老人ホームや障害者支援施設等の社会福祉施設の復旧を支援し、利用者に対するサービスの回復を図るとともに、被災地においては、ケアの体制が異なることから、地域の実情に応じた多様な取組を行う必要がある。併せて、被災地で災害公営住宅等への入居が本格化していくため、担い手不足や既存コミュニティとの融合など、自主的な自治組織の立ち上げや活性化を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施策1については、各地域の拠点となる病院の復旧・復興に向けた調整を着実に推進し、安心して医療の受けられる体制を各地域において整備する。また、被災者の健康調査結果をはじめ被災者の健康状況や支援ニーズの把握につとめ、市町の保健活動を県として支援していく。医療情報ネットワークシステムについては、県内全域において、医療機関の相互協力、東北大学との連携等により医療資源の不足をカバーできる状況を整備するほか、ネットワーク構築後においては、加入医療機関の拡大による安定的な収入の確保や利便性の向上など、運営主体の自立的かつ持続的な運営の確立を支援するとともに、地域医療の課題解決に向けた利活用について、関係機関と協議を行っていく。 ・施策2については、被災保育所等災害復旧事業等を活用することにより、児童福祉関連施設の早期復旧を図る。また、里親制度や児童相談所を活用し、きめ細やかな支援を継続実施するとともに、里親制度の普及啓発等を行い、なり手の開拓を図る。さらに、児童精神科医及び心理士等で構成される「子どもの心のケアチーム」による巡回相談等を継続するとともに、教職員等子どもと直接関わる職種向けに心のケアに関する研修を行い、一体的な対応を図る。併せて、ひとり親家庭からの生活・就労相談に対応できるよう、各保健福祉事務所にひとり親家庭支援員を配置し、母子父子寡婦福祉資金貸付及び利子補給事業を行うとともに、地域における子育て世帯への支援体制を醸成するため、「子育て支援を進める県民運動」を積極的に展開する。また、児童相談所に非常勤職員を配置するとともに、児童相談所職員の実践研修を充実させ、児童虐待の防止体制の強化を図る。 ・施策3については、「みやぎ心のケアセンター」などによる相談支援体制等の強化とともに、支援に当たる人材の育成・確保、子どもから大人までの切れ目のない心のケアに向けた取組を支援していくとともに、引き続き、社会福祉施設の復旧を支援していく。さらに、多職種の連携による地域包括ケア体制の構築に向けた取組を推進していくとともに、住民主体によるコミュニティ再生に向けた支援として、自治組織等への補助、担い手育成事業等を行うほか、地方創生の交付金の活用などによる取組を推進していく。